

奄美市屋仁川駐車場指定管理者公募要項

令和 8 年 9 月

奄美市建設部都市整備課

目 次

1	対象施設の概要	・ ・ ・ ・ 1
2	管理業務の範囲及び内容	・ ・ ・ ・ 1
3	指定期間（予定）	・ ・ ・ ・ 1
4	供用時間及び駐車料金	・ ・ ・ ・ 2
5	指定管理納付金及び収入分配金	・ ・ ・ ・ 2
6	指定管理の業務に係る経費	・ ・ ・ ・ 2
7	申請ができる団体の資格	・ ・ ・ ・ 3～4
8	提出書類	・ ・ ・ ・ 4
9	応募の手続き	・ ・ ・ ・ 5～7
10	選定方法	・ ・ ・ ・ 7～8
11	選定基準	・ ・ ・ ・ 8～9
12	リスク分担	・ ・ ・ ・ 9
13	問合せ先	・ ・ ・ ・ 9

奄美市屋仁川駐車場指定管理者公募要項

屋仁川駐車場の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び奄美市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1 対象施設の概要

名 称	奄美市屋仁川駐車場
所 在 地	奄美市名瀬入舟町1番3地先・奄美市名瀬港町1番3地先 (別添「資料1」参照)
完 成 年 月	昭和58年3月
駐 車 台 数	48台
構 造	平面自走式(RC床版)
付 属 施 設	管理人事務所

2 管理業務の範囲及び内容

- (1) 利用受付及び駐車料金の徴収に関する業務
- (2) 利用管理に関する業務
(満車・空車管理, 定期・時間貸管理, 駐車位置案内, 放置・不適切利用への対応)
- (3) 駐車場施設及び設備の維持管理に関する業務
(日常点検, 軽微な修繕, 清掃・環境整備)
- (4) 事故, トラブル, 災害, 緊急時対応
- (5) 前各号に付随する業務

3 指定期間（予定）

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）とします。
ただし、駐車場施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間の途中において指定を取り消すことがあります。

4 供用時間及び駐車料金

- (1) 供用時間及び入出庫時間はあらかじめ市長の承認を受け、指定管理者が定めるものとします。
- (2) 休場日はあらかじめ市長の承認を受け、指定管理者が定めるものとします。
- (3) 具体的な供用時間・入出庫時間・休場日の設定案を事業計画書で示してください。
- (4) 駐車料金は条例で定める範囲内において、指定管理者が市の承認を得て定めることとします。具体的な料金設定案を事業計画書で示してください。
- (5) 駐車料金は指定管理者の収入とします。

5 指定管理納付金及び収入分配金（別添「資料2」参照）

- (1) 指定管理納付金
指定管理者は指定管理納付金を奄美市に支払うものとします。
市では下限額160万円（年額）を予定しています。具体的な提示額を事業計画書で示してください。ただし、下限額160万円を下回って提案した場合は失格とします。
- (2) 収入分配金
収入が費用（指定管理納付金を含む）を上回った場合は、超える額の10%を収入分配金として納めるものとします。
ただし、収入が費用を上回らない場合は、発生しないものとします。
- (3) 納付について
指定管理納付金は、7月、10月、1月、4月に4分割して協定に定める期日までに市に収めることとし、年度調整は第4四半期（4月）に行うものとします。

6 指定管理の業務にかかる経費

指定管理者が行う業務にかかる経費は、指定管理者の負担とします。
（詳細は別紙仕様書のとおり）

7 申請ができる団体の資格

(1) 応募者の資格

- ア 応募者は、指定期間中、屋仁川駐車場施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）とします。団体の場合、法人格は必ずしも必要ありませんが、個人は申請することはできません。
- イ 奄美市税、消費税、地方消費税等を完納し、継続的に事業活動がなされている法人等であること。
- ウ 奄美市に事務所を有すること。又は、協定締結後に奄美市に事務所を設置できること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にない法人等であること。
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- キ 応募書類提出時点において、奄美市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止の措置を受けてない法人等であること。
- ク 地方自治法第244条の2第11項の規定により奄美市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けた法人等については、処分を受けた日から3年を経過していること。
- ケ 市長、副市長、地方自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員、奄美市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に定める奄美市公の施設管理者選定委員会の委員で市長が委嘱したもの（以下この号において「市長、副市長等」という。）又は議員が、本市に対し主として指定管理者の業務及び請負をする法人（市長、副市長等の場合にあつては、市が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずる者、支配人及び清算人でない法人等であること。
- コ 応募団体は、定款において公の施設管理に関することや、屋仁川駐車場施設に携わる関連項目が謳われている、もしくは指定管理業務の開始前までに定款の変更を行い、定款にこれらの項目が追加されることを証

明する文書を提出できる団体であること。

(2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合

ア 複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、グループ構成員全員が（１）の応募資格を満たしたうえで、代表団体を定めてください。この場合、代表団体は、グループにおける責任割合が最大であることが必要です。

イ 単独で応募した団体はグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員となることはできません。

ウ グループ応募の場合は、グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項（様式５）を提出してください。

エ 複数の法人等は、本件指定管理業務に関しては、連帯債務者とみなします。

8 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式１）
- (2) 指定期間における管理業務の事業計画書（様式２）
- (3) 指定期間における収支計画書（様式３）
- (4) 実施体制表（様式４）
- (5) グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項（様式５）
- (6) 付属書類
 - ① 団体の経営状況を説明する書類（任意様式）
 - ② 定款・規約等その他これらに類する書類（前号１項コに関する書類）
 - ③ 法人にあつては、当該法人の登記簿の謄本
 - ④ 事業（営業）報告書（過去３事業年度分）
 - ⑤ 直近過去３事業年度分の貸借対照表、損益計算書（又は収支予算書）、勘定科目内訳明細書
 - ⑥ 役員の名簿（任意様式）
 - ⑦ 奄美市税、消費税、地方消費税等の完納証明書
- ※ ただし、当該申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時におけるもの。
- (7) 提出部数 持参・郵送の場合：１０部（正本１部、副本９部）
電子メールの場合：１部

9 応募の手続き

(1) 公募要項の配布等

配布日時 令和8年9月14日(月)～10月14日(水)

※公募要項の配布時間は、平日の午前9時から午後5時00分までとし、土曜・日曜・祝祭日は除きます。

配布場所

①都市整備課窓口

鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

奄美市建設部都市整備課管理係

②奄美市ホームページ

(奄美市ホームページ <https://city.amami.lg.jp>

総合トップ>市政情報>官民連携の取組>公共施設マネジメント>

指定管理者制度>令和8年度指定管理者の公募)

(2) 公募説明会

- | | |
|--------|---|
| ア 日 時 | 令和8年9月30日(水) 午前10時から11時 |
| イ 場 所 | 奄美市役所6階中会議室 |
| ウ 申込方法 | 参加申込書(様式6)により、電子メールで申し込みください。なお、参加に当たっては、会場の都合により、1団体3名以内でお願いします。
メールアドレス tokei@city.amami.lg.jp |
| エ 申込期間 | 令和8年9月14日(月)～9月25日(金) |

(3) 質問及び回答

- | | |
|---------|--|
| ア 質問の方法 | 書面(様式7)により電子メールにて提出してください。
メールアドレス tokei@city.amami.lg.jp |
| イ 受付期間 | 令和8年9月14日(月)～10月2日(金) |
| ウ 回 答 | 令和8年10月7日(水)までに本市ホームページにて回答を公開いたします。 |

(4) 応募書類の受付

ア 提出期間

令和8年9月14日(月)～10月14日(水)

午前9時～正午及び午後1時～午後5時00分〔厳守〕

＊土曜・日曜・祝祭日は除きます。なお、提出期限を経過した後は、受け付けません。また、提出期限後に応募書類の変更及び追加は、認めません。

イ 提出方法

持参、郵送（配達証明付書留郵便とし、期間内必着とする。）、
又は電子メール

ウ 提出場所

①窓口、郵送先：〒894-8555

鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号
奄美市建設部都市整備課管理係

②メールアドレス：tokei@city.amami.lg.jp

メール送付後は、都市整備課までお電話にてご連絡ください。

電話番号：0997-52-1121（直通）

(5) スケジュール

申請等のスケジュールは次のとおりとする。

日 程	内 容
令和8年9月14日～10月14日	○公募の公告・公募要項の配布 公募説明会及び質問書の受付開始
9月25日	○公募説明会の受付期限
9月30日	○公募説明会
10月2日	○質問書の受付期限
10月7日	○質問書の回答
10月14日	○申請書類の受付〆切
10月中旬	○第一次審査（書類審査）
11月初旬	○第二次審査（プレゼンテーション）
12月初旬	○議案上程，候補者通知，選定結果公表
12月	○予算措置・議会
令和9年1月	○指定管理者決定通知・告示 指定候補者との協議
2月～3月	○基本協定締結，事務引継
3月下旬	○年度協定締結（3月議案可決後）
4月1日	○指定管理開始

(6) その他

ア 提出いただいた書類のご返却はいたしません。

イ 関係書類作成に要した経費については，申請者の負担となります。

ウ 書類は全てA4縦サイズで統一すること。

10 選定方法

(1) 選定方法

奄美市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条を満たす者の中から，奄美市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条に基づき設置された指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）での審査結果を踏まえ，市において候補者を選定します。

(2) 審 査

応募書類の内容により，基本的な適合性（応募資格・応募要件等）につ

いての第一次審査（書類審査）を行い、通過者について第二次審査（選定委員会審査・プレゼンテーション）を行います。

第一次審査の結果及び、第二次審査の日時並びに実施方法は10月下旬を目途に該当する応募者に対して通知します。

（３）審査結果の公表

候補者の選定結果については第二次審査終了後、本市において最終的に検討を行った上で決定し、文書にてお知らせします。

なお、選定結果については指定管理候補者となった団体についてのみ、本市ホームページにて公表し、次点以下の団体については名称等の公表はいたしません。

（４）指定管理者の指定

指定管理者は奄美市議会の議決を経て決定されます。

11 選定基準

（１）選定基準

次に掲げる選定基準に基づき、指定管理業務である施設の維持管理・運営における適正性を第一とし、自主事業への取組み等その他の事項と総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。なお、総合的に判断したうえで、候補者なしということもあります。

ア 指定管理者業務について

施設の適正な維持管理・運営

- ① 管理運営の方針は適切か
- ② 維持管理の手法は適切か
- ③ 管理運営体制は適切か
- ④ 人員・人材の確保は適切か
- ⑤ 人的・物的能力は適切か

イ 自主事業について

施設を有効活用するための指定管理業務以外の方策

- ① 自主事業の企画・提案は適切か
- ② 期待される効果が発揮されるか

ウ 財政計画・運営について

- ① 収支計画は適切か
- ② 事業者の財務状況は健全か
- ③ 経費縮減の取組は適切か

エ その他

- ① 公の施設を管理する意欲と責任感があるか
- ② 地域への貢献が期待される企画・提案か

12 リスク分担

リスクの種類及び内容によって負担する。(詳細は別紙仕様書のとおり)

13 問合せ先

奄美市建設部都市整備課管理係

〒894-8555 奄美市名瀬幸町25番8号

電 話 0997-52-1111 (内線5455・5456)

FAX 0997-52-1309

担当：師玉・奥平